役員報酬規定

（趣　旨）

第１条　この規定は、社会福祉法人喜々津福祉会（以下「当法人」という。）定款第９条及び２３条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償）

第２条　理事会及び評議員会他役員研修に出席する役員等に対して、別表の区分により支給する。

２　監事が定款第２０条の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。

（改　廃）

第３条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（委　任）

第４条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附　則

この規程は平成１４年５月３１日から施行する。

この規程は平成２８年４月１日から施行する。

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

この規程は令和３年４月１日から施行する。

別　表

区　　分		金　　額
運賃	鉄道運賃等 船料金 バス料金、航空運賃	実　　費
日　　当		5,000　円
宿　泊　料		実　　費